

新市名候補選定小委員会報告書

平成15年9月26日報告

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市名候補選定小委員会報告

新市名候補選定小委員会は、平成14年10月7日に開催された第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、新市名候補の選定に関する事項について、調査又は審議を行うため設置された。小委員会委員は、2市2町の議会選出委員（1名）と学識経験者（1名）が選任され、計8名で構成された。

小委員会は、協議会より付託された新市名候補の選定を審議するため8回開催された。新市の名称は、新市の顔ともいえるものであり、新市にふさわしい名称とするため、全国公募により新市の名称を募り、公募された名称の中から小委員会で新市名候補5作品を選定し、協議会へ提案することとなった。

小委員会では、公募するにあたり募集要項、選定基準等を審議、決定し、5月20日から6月20日の間で公募を行った。公募の結果、全国から30797件という多数の応募があった。

応募された名称から新市名候補を選定するにあたり、小委員会では民意の反映を最も重視し、絞込みを行った。第1次選定では、選定基準に基づき、各小委員会委員が10作品以内を選定し、第2次選定では、第1次選定で選定された新市名候補で応募数の多い順から10作品を選定し、最終選定においても、応募数の多い順から選定し、西条市、石鎚市、いしづち市、道前市、ひうち市の5作品を選定するに至った。

以上の結果、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会から付託された新市名候補の選定について、新市名候補選定小委員会での審議を終了しましたので、ここに報告書をもって報告するものである。

1 新市名候補選定結果（応募数順）

西条市（さいじょうし）

《選定理由》

- ・地理的にイメージでき、歴史、文化、特徴を表し、応募結果から地域住民の理想や願いにちなんでいる。また、対外的にアピールできる名称であり、知名度の向上も期待でき、全ての選定基準に適合し最もふさわしい。
- ・江戸時代から歴史的にも良く知られた由緒ある地名であり、永年親しんできた、かえがたい名称である。
- ・全国的に知名度が高く、住民の意思を尊重。
- ・全ての選定基準に該当し、応募数が最も多かったから。
- ・2市2町の合併における最もわかり易く親しみやすい為。
- ・「西条まつり」など名前が全国でもある程度知られている。

石鎚市（いしづちし）

《選定理由》

- ・地理的にイメージでき、応募結果から地域住民の理想や願いにちなんでいる。また、対外的にアピールできる名称であり、知名度の向上も期待でき、ほぼ全ての選定基準に適合しているが、歴史、文化、特徴を表すにはやや弱い感がある。
- ・西日本最高峰の石鎚山からその所在が全国的にイメージしやすい新鮮味のある名称である。
- ・全ての選定基準に該当し、応募数が多かったから。
- ・名山（関西以西最高峰）としての知名度があるから。
- ・「石鎚」という名称は、明治初期の廃藩置県後、愛媛県が設置されるまでの変遷のなかでも「四国第一の峻岳霊地」であり、「管内の中央」にある石鐵山（現石鎚山）の名称を取り「石鐵県」が使われており、歴史的にも由来がある。

いしづち市（いしづちし）

《選定理由》

- ・子供から大人まで地名をかきやすいひらがなの名称であるから。
- ・名山（関西以西最高峰）としての知名度がある名称である「石鎚」をひらがな表記しているから。
- ・地域が地理的にイメージでき、対外的にアピールできる名称である。

道前市（どうぜんし）

《選定理由》

- ・地理的にイメージでき、応募結果から地域住民の理想や願いにちなんでいる。また、対外的にアピールできる名称であり、知名度の向上も期待でき、ほぼ全ての選定基準に適合しているが、歴史、文化、特徴を表すとは言い難い。
- ・伊予の道後と相対する道前地方をアピールするフレッシュな名称である。
- ・全ての選定基準に該当し、応募数が多かったから。
- ・この地域は、県都松山のある道後にまさるともおとらない「道前平野」という恵まれたエリアで、第2の県都を目指すためにふさわしい名称である。

ひうち市（ひうちし）

《選定理由》

- ・地域が地理的にイメージされ、対外的なアピールもあり、地域の知名度が向上できるが、地域住民の理想や願いにちなんだ名称とは言い難い。また地域の歴史、文化、特徴を表しているとは言えない。
- ・全ての選定基準に該当し、応募数が多かったから。
- ・地図上で位置確認し易いから。
- ・瀬戸内海沿岸でも他には見られない波静かな「燧灘」に面しており、その恵みを受けているため。

2 新市名候補選定小委員会審議経過の概要等

会議等区分	開催日時 / 開催場所	報告・審議事項等
第1回 法定協議会	平成14年10月7日(月) 午後1時30分 西条市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・新市名候補選定小委員会規程制定 ・新市名候補選定小委員会委員決定
第1回 小委員会	平成14年11月4日(月) 午後2時00分 西条市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出について ・新市名候補選定小委員会の役割について ・新市名の選定に当たっての留意事項について
第2回 小委員会	平成14年11月29日(金) 午後1時30分 東予市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新市名の選定方法について ・今後の進め方について
第3回 小委員会	平成15年2月10日(月) 午後1時30分 丹原町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会委員の変更について ・新市名の選定方法について ・今後の進め方について
第4回 小委員会	平成15年2月27日(木) 午後4時00分 東予市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新市名候補選定スケジュールについて ・新市の名称募集要項について ・新市の名称候補選定基準について
第5回 小委員会	平成15年3月15日(土) 午後1時30分 西条市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称募集要項について ・新市の名称候補選定基準について
-	平成15年5月20日(火)	・新市名公募開始
第6回 小委員会	平成15年6月7日(土) 午前9時30分 小松町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の変更について ・委員長の選出について ・新市の名称候補選定作業方法について
-	平成15年6月20日(金)	・新市名公募締切
第8回 法定協議	平成15年6月27日(金) 午後1時30分 石鎚山ハイウェイオアシス館	・新市名公募結果報告
-	平成15年6月27日(金) ～7月4日(金)	・新市の名称候補第1次選定
第7回 小委員会	平成15年7月16日(水) 午後1時30分 西条市役所	・新市の名称候補第2次選定
第8回 小委員会	平成15年8月23日(土) 午後1時30分 丹原町文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称候補最終選定 ・新市名候補選定小委員会結果報告について ・懸賞の決定方法について

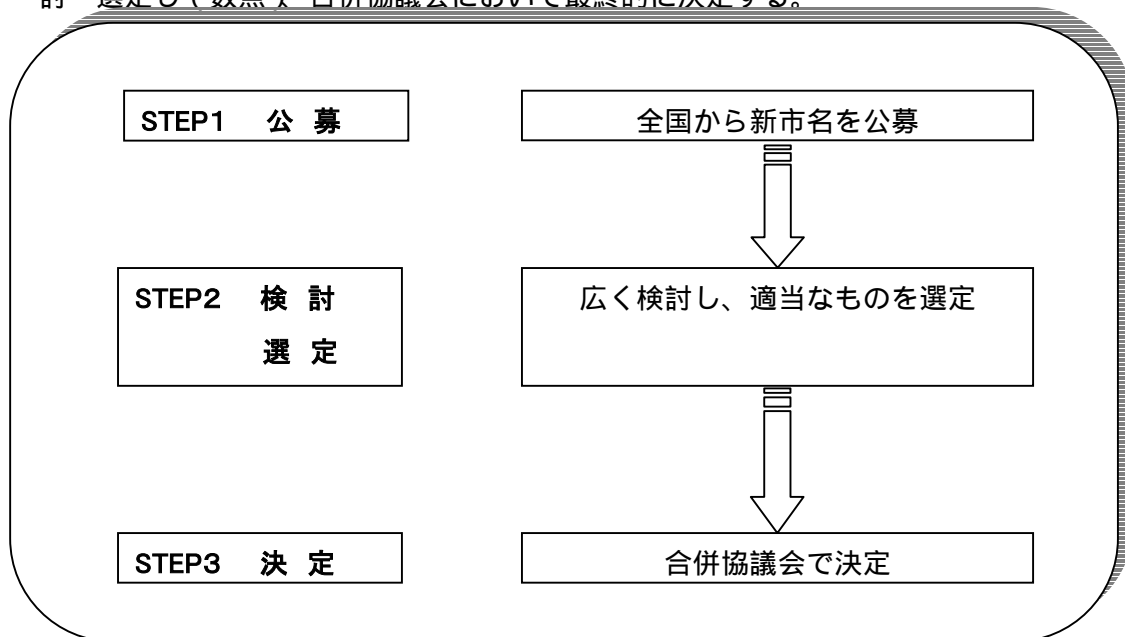
3 新市名候補選定小委員会審議結果の概要等

新市名の選定方法について

西条市、東予市、丹原町及び小松町の名称を含めた中で、名称をつける。

今後の進め方について

全国一般公募により新市名を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し（数点）合併協議会において最終的に決定する。



新市の名称募集要項について

1 目的

合併に対する住民の関心を高め、合併の取組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の知名度の向上を図ることを目的とする。

2 公募の内容

新市の名称にふさわしい市名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により、公募を行う。

(1) 公募範囲及び資格

公募範囲は全国とし、誰でも公募できるものとする。

(2) 応募制限

応募は、応募方法に掲げるいずれかの方法で、一人一名称、1点限りとする。

既存の同一市名は、不可。但し、「西条」、「東予」、「丹原」、「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「小松市」、「小松市」、「こまつ市」等は可。

新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものとする。漢字の

場合は、常用漢字を使用すること。

(3) 応募方法

応募専用用紙 はがき 封書 ファックス 電子メール
協議会事務局ホームページ

(4) 記載内容

郵便番号 住所 氏名(ふりがな) 年齢 電話番号
新市の名称(ふりがな) 名称の理由

(5) 応募先

郵送・FAX・Eメール・ホームページによるもの
〒793-0023

愛媛県西条市明屋敷60番地 西条市市民会館2F
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局
FAX: 0897-58-2778

Eメールアドレス: gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

ホームページアドレス: <http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>

持参によるもの

合併協議会事務局または公共施設(各市町の本庁及び支所、公民館等)で応募箱を設置しているところ。

(6) 懸賞

名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の商品券又は旅行券を贈呈する。

名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親賞として、10名に1万円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

残念賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞれ10名(計20名)に、抽選で残念賞として、5千円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

(7) 受賞者の発表

受賞者の発表は、協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及びホームページ等を通じて発表する。

(8) その他

応募制限に違反した応募、記載内容に未記入があった場合は無効とする。ただし、記載内容については、郵便番号、氏名のふりがな、年齢、電話番号に記入漏れがある場合は、この限りではない。

応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会に帰属する。

4 公募期間

平成15年5月20日から平成15年6月20日までとし、郵送による応募の場合は、締切日消印分まで有効とする。

5 周知方法

新市の名称募集については、協議会だより、合併関係市町の広報誌、合併協議会のホームページ、ポスター、チラシ、マスコミ等で周知する。

新市の名称候補選定基準について

1 選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次の ~ の条件に1つ以上該当する名前とする。

- 地域が地理的にイメージできる名称
- 地域の歴史、文化、特徴を表す名称
- 地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- 対外的にアピールできる名称
- 地域の知名度が向上できる名称

2 選定方法

新市名候補は、応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。

3 選定に当たっての留意事項

公募結果については、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではない。

4 その他

その他、新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。

新市の名称候補選定作業方法について

1 第1次選定

委員が、応募作品の中から、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる名称を10作品以内選定し、選定されたすべての作品を候補とする。

(具体的選定作業)

募集締め切り後、事務局において新市名公募作品をとりまとめた「名称の種類一覧表」を作成する。

事務局は、委員へ「名称の種類一覧表」と「新市の名称第1次選定用紙」を郵送等により6月27日までに配付する。

委員は、「名称の種類一覧表」を参考として、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる10作品以内を選定する。委員は、選定した10作品以内を「新市の名称第1次選定用紙」に記載し、事務局へ郵送等の方法により7月4日までに提出する。

委員から提出された第1次選定作品は、事務局において「第1次選定結果一覧表」を作成し、とりまとめ作業を行う。

(最大80作品選定)

2 第2次選定

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議又は投票により、**10作品程度**を選定する。

(具体的選定作業)

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議により、10作品程度を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で10作品程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

3 最終選定

第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する**5作品程度**を選定する。

(具体的選定作業)

第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議により、協議会へ提案する5作品程度を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で5作品程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

4 協議会への報告

最終選定により選定された新市名候補5作品程度は、作品ごとに小委員会としての「選定理由」等を付して報告書を作成し、協議会へ報告する。

新市名募集啓発状況

住民への周知方法

- ・各市町広報誌（5月号、6月号） 5月号広報には応募専用用紙を折り込み
- ・合併協議会だより（5月号、6月号）
- ・協議会事務局ホームページ
- ・新聞
- ・全国版月刊誌

ポスター等作成部数

- ・公募ポスター 1000枚
- ・応募チラシ 12万枚
- ・応募箱 150個

公募ポスターの掲示状況

- ・各市町の本庁、支所、公民館等の公共施設
- ・集会所、郵便局、金融機関、J A、コンビニ
- ・小学校、中学校、高等学校

応募チラシの配付状況

- ・5月20日の愛媛新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日経新聞の6社に新聞折り込み。
- ・各市町の小中高校生全員に配布。

応募チラシの配置場所

- ・各市町の本庁、支所、公民館等の公共施設
- ・郵便局、金融機関、J A、コンビニ等

応募箱の設置場所

- ・各市町の本庁、支所、公民館等
- ・各市町の小中高校

視覚障害者への対応

- ・各市町の本庁に、点字応募チラシ、点字記入要領、点字用応募用紙を配置。
- ・各市町の本庁に点字器を設置。
- ・ガイドヘルパーから視覚障害者に新市名の公募の周知依頼。

新市名公募結果

1 公募期間 平成15年5月20日～6月20日

2 公募結果

(1) 応募総数 30797件
有効件数 27614件
無効件数 3183件

(2) 名称の種類 1846種類

(3) 応募方法による分類(有効件数)

区分	応募件数(件)	構成比(%)
郵送	2036	7.4
FAX	1051	3.8
持参	23134	83.8
電子メール	334	1.2
ホームページ	1059	3.8
計	27614	100.0

(4) 区域別応募状況(有効件数)

区分	応募件数(件)	構成比(%)
西条市	13104	47.5
東予市	3405	12.3
丹原町	972	3.5
小松町	875	3.2
愛媛県内	4883	17.7
愛媛県外	4375	15.8
計	27614	100.0

(5) 年代別応募状況(有効件数)

区分	応募件数(件)	構成比(%)
10歳未満	1113	4.0
10歳代	3175	11.5
20歳代	3139	11.4
30歳代	3549	12.9
40歳代	3564	12.9
50歳代	4576	16.6
60歳代	3338	12.1
70歳以上	3335	12.1
不明	1825	6.5
計	27614	100.0

第 1 次選定結果 (1 8 作品)

(五十音順)

番号	新市の名称候補	名称のふりがな	応募数	選定委員数 (人)
1	石鎚市	いしづちし	2 7 3 9	7
2	いしづち市	いしづちし	1 0 0 1	3
3	伊予西条市	いよさいじょうし	1 7 0	2
4	えひめ市	えひめし	6 6	1
5	西条市	さいじょうし	1 8 0 6 1	8
6	西條市	さいじょうし	3 0 9	1
7	さいじょう市	さいじょうし	1 3 6	2
8	西東市	さいとうし	5 1	1
9	新西条市	しんさいじょうし	9 5	1
1 0	水都西条市	すいとさいじょうし	1 9	1
1 1	水都市	すいとし	2 8 1	4
1 2	瀬戸内市	せとうちし	9 0	5
1 3	東予市	とうよし	1 6 1	3
1 4	とうよ市	とうよし	3 1	1
1 5	道前市	どうぜんし	5 3 1	6
1 6	燧市	ひうちし	3 2	1
1 7	ひうち市	ひうちし	4 2 7	6
1 8	ひうちなだ市	ひうちなだし	5 4	1

第2次選定結果（10作品）

（五十音順）

番号	新市の名称候補	名称のふりがな	応募数	第1次選定 委員数(人)
1	石鎚市	いしづちし	2739	7
2	いしづち市	いしづちし	1001	3
3	伊予西条市	いよさいじょうし	170	2
4	西条市	さいじょうし	18061	8
5	西條市	さいじょうし	309	1
6	さいじょう市	さいじょうし	136	2
7	水都市	すいとし	281	4
8	東予市	とうよし	161	3
9	道前市	どうぜんし	531	6
10	ひうち市	ひうちし	427	6

4 新市名候補選定小委員会名簿

市町名	氏 名	職 名	区 分	役 職
西条市	井 上 豊 實	西条市議会議員	規約第7条第1項第3号委員	委員長
	瀬 川 政 子	西条市学識経験者	規約第7条第1項第4号委員	委員
東予市	荃 田 元 近	東予市議会議員	規約第7条第1項第3号委員	委員
	山 内 サダ子	東予市学識経験者	規約第7条第1項第4号委員	委員
丹原町	徳 永 英 光	丹原町議会議員	規約第7条第1項第3号委員	委員
	服 部 和 子	丹原町学識経験者	規約第7条第1項第4号委員	委員
小松町	佐 伯 出	小松町議会議員	規約第7条第1項第3号委員	副委員長
	有 馬 馨	小松町学識経験者	規約第7条第1項第4号委員	委員